

解答用紙

平成29年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 1

設問 1	a	(ス)	b	(ク)	c	(チ)	d	(ネ)
	e	(フ)	f	(イ)	g	(コ)	h	(ヘ)

設問 2	a	(コ)	b	(ウ)	c	(ニ)	d	(カ)
	e	(ツ)	f	(ソ)				

設問 3	a	(ウ)	b	(ホ)	c	(コ)	d	(ナ)
	e	(キ)	f	(チ)	g	(ヒ)	h	(セ)

設問 4	a	(オ)	b	(ツ)	c	(ヌ)	d	(ソ)
	e	(エ)	f	(シ)	※ b, cは順序にかかわらず正解とする。			

設問 5	a	(ネ)	b	(ソ)	c	(チ)	d	(オ)
	e	(コ)	f	(ク)				

設問 6	a	(サ)	b	(ツ)	c	(ソ)	d	(キ)
	e	(ウ)	f	(ヌ)				

設問 7	a	(ホ)	b	(ク)	c	(ナ)	d	(ウ)
	e	(チ)	f	(ク)	g	(セ)	h	(ヒ)

設問 8	a	(イ)	b	(コ)				
------	---	-----	---	-----	--	--	--	--

解答用紙

平成29年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題 2 A

設問 1	① 一月	② 三分の二
	③ 受給者	④ 文書又は口頭
	⑤ 三分の一	⑥ 四分之三

設問 2	分割日の前日における分割基金の純資産額を分割日の前日、直近の財政計算の基準日、	
	その前の財政計算の基準日又は直前の財政検証の基準日における次に掲げる額の	
	いずれかに応じて按分する方法	
	① 給付現価と最低責任準備金の額の合計額	
	② 数理債務の額と最低責任準備金の額の合計額	
③ 数理債務の額と最低責任準備金の額の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金		
収入現価の合計額を控除した額		

設問 3	平成28年度の末日における責任準備金相当額に、移転日における移転事業所の過去期間	
	代行給付現価を乗じて得た額を、平成28年度の末日における厚生年金基金にかかる過去	
	期間代行給付現価で除して得た額とする。	

解答用紙

平成29年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題 2 B

設問 1	① 事業主掛金	② 企業型年金加入者掛金
	③ 運用の方法	④ 運用の指図
	⑤ 追納	⑥ 企業型掛金拠出単位期間

設問 2	例えば、次に掲げる場合について該当しないものであること。	
	① 一定の資格（職種・勤続期間・年齢）を設けて、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更方法等に差を付けること。	
	② 事業主返還において、企業型年金加入者掛金の拠出があるにも関わらず企業型年金加入者であった者への返還額が零であること。	

設問 3	① 本改正により、年1回以上掛金を拠出すればよく、半年払い、年払いが可能となった。企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、12月から翌年11月までの12月間（企業型掛金拠出単位期間）を単位として拠出する。ただし、規約で定めることにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、区分した期間ごとに拠出することができる。	
	② 本改正により、拠出限度額が月単位から年単位に変更される。年間の拠出限度額は各月における拠出限度額を積み上げた金額となる。企業型掛金拠出単位期間内において、使い残した拠出限度額がある場合は、繰り越すことができる。	

解答用紙

平成29年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 3

設問 1	年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で
	前年度までの未調整分を含めて調整する。

設問 2	①	(ア)	②	(ア)	③	(イ)	④	(イ)
	⑤	(ア)	⑥	(イ)	⑦	(ウ)	⑧	(イ)

解答用紙

平成29年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題4 (1枚目)

設問1	A社の旧基準の別途積立金は、 $800 - (900 - 200 - 0) = 100$ 百万円となる。
	積立金の額(800百万円) \leq 通常予測給付現価(900百万円)であることから、財政悪化リスク相当額は、 $(300 \times 5\% + 50 \times 50\% + 100 \times 25\% + 50 \times 50\% + 250 \times 0\%) \times 800 / (300 + 50 + 100 + 50 + 250) =$
	96百万円となる。対応前リスク充足額は、 $800 - (900 - 200 - 0) = 100$ 百万円となり、財政悪化リスク相当額を上回るため、上限リスク対応額は0百万円となる。
	よって、リスク対応額は0百万円となる。
	B社の旧基準の別途積立金は、 $1250 - (1100 - 100 - 0) = 250$ 百万円となる。
	積立金の額(1250百万円) $>$ 通常予測給付現価(1100百万円)であることから、財政悪化リスク相当額は、 $(100 \times 5\% + 500 \times 50\% + 200 \times 25\% + 350 \times 50\% + 50 \times 0\%) \times 1100 / (100 + 500 + 200 + 350 + 50) =$
	440百万円となる。リスク充足額は、 $1250 - (1100 - 100 - 0) = 250$ 百万円となり、上限リスク対応額は、 $440 - 250 = 190$ 百万円となる。
	よって、リスク対応額は95百万円となる。

設問2	A社の追加拠出可能額現価は、 $(900 - 200) + 96 - (800 - 800 \times 6\%) + 100 = 144$ 百万円が財政悪化リスク相当額(96百万円)を上回るため、96百万円となる。責任準備金は、 $(900 - 200) + 96 - 96 =$
	700百万円となる。
	当年度の剰余金・不足金は、 $800 - 800 \times 6\% - 700 - 100 = \Delta 48$ 百万円より、48百万円の不足金となる。
	B社の追加拠出可能額現価は、 $(1100 - 100) + 440 - (1250 - 1250 \times 6\%) - 95 + 250 = 420$ 百万円が財政悪化リスク相当額(440百万円)を上回らないため、420百万円となる。責任準備金は、
	$(1100 - 100) + 440 - 95 - 420 = 925$ 百万円となる。
	当年度の剰余金・不足金は、 $1250 - 1250 \times 6\% - 925 - 250 = 0$ 百万円より、剰余金・不足金は0円となる。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題4 (2枚目)

設問3	<p>A社について、リスク充足額(100百万円)が財政悪化リスク相当額(150百万円)の2分の1以上であるため、規則第5条第5号の減額理由に該当するため、下記②の手続きが必要となる。</p>
	<p>B社について、リスク充足額(250百万円)が財政悪化リスク相当額(550百万円)の2分の1を下回るため、規則第5条第2号の減額理由に該当するため、下記①及び②の手続きが必要となる。</p>
	<p>①給付の額の減額について、受給権者等の三分の二以上の同意を得ること。</p>
	<p>②受給権者等のうち希望する者に対し、給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定に基づき算定した当該受給権者等に係る最低積立基準額を一時金として支給することその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること(受給権者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更に同意する場合を除く。)</p>
	<p>さらに、A社については、下記の手続きも必要となる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・全受給権者等に対し、事前に、給付設計の変更に関する十分な説明を行うこと。
	<p>また、B社については、下記の手続きも必要となる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主、加入者及び受給権者等の三者による協議の場を設けるなど受給権者等の意向を十分に反映させる措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・全受給権者等に対し、事前に、給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認を行っていること。

解答用紙

平成29年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 5

設問 1	①	退職金規程等の改訂	②	退職給付制度を導入
	③	定額法による費用処理	④	費用処理年数

設問 2	未認識過去勤務費用は、次のように会計処理する。			
	(1) 当期に発生した過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上する。			
	(2) 当期に発生した過去勤務費用のうち、当期に費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）については、その他の包括利益で認識した上で、純資産の部のその他の包括利益累計額に計上する。			
	(3) その他の包括利益累計額に計上されている未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分について、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。			
	(2) 及び (3) のその他の包括利益及びその他の包括利益累計額の処理にあたっては、税効果を調整する。			

設問 3	IAS19では、過去勤務費用の発生時に全額を純損益で即時認識するが、			
	日本基準（連結損益計算書）では、その他の包括利益を通じて遅延認識が			
	可能であること。			
	等々			

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題6 (1枚目)

定年延長を検討する企業の退職給付制度の見直しに関し年金数理人として論点をあげ、改善策を提案する問題である。解答にあたっては、背景及び当該改善策を実施した場合の影響を事業主及び従業員の立場から、また退職一時金制度、企業年金制度及び退職給付会計の側面からとらえ、自分なりの所見が記載されていればよい。

論理構成としては以下のように課題を整理したうえで、退職給付制度の見直しを示す例が挙げられるが、他の観点での記述であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

なお、今回の解答には、現状の課題を十分に分析することなく、一般論に終始し所見として不十分な内容が散見された。

記憶の正確性や意見の正しさを問うものではなく、考えを問うものである。単なる知識の羅列だけでなく、自分の考え方を理路整然かつ具体的に考え記述することに十分注意すること。

以下は、論理構成（解答）例の一つである。他にも様々な切り口があることに留意すること。

<課題の整理>

- ・ 現行退職一時金制度の給付水準は、大卒入社（22歳入社、勤続38年）とすると勤続ポイント部分で約1,000万円である。また、課長昇格をモデルとすると等級ポイント部分に対し勤続ポイント部分が相対的に大きい。現行のポイント体系のままで定年延長する場合は、役職定年等を設けたとしても60歳（以下「旧定年」という）以降も勤続ポイントが累積され給付額が増加する。総人件費を現行と同水準にすることを検討しているため、ポイントテーブルを見直す必要がある。
- ・ 人員構成は50歳代が多く今後この世代が退職年齢を迎える。当該企業の中長期的なラインマネジメントや技術承継を考えたときに定年延長の必要性は高い。現在60%程度が旧定年以降の再雇用を希望している。旧定年以降引き続き勤務するインセンティブを検討する必要がある。また、50歳代が今後退職年齢を迎えるにあたり、退職一時金制度からの一時金給付が見込まれる。この企業の基金型確定給付企業年金制度は、退職一時金制度からの移行割合が50%である。未移行部分を企業年金制度へ移行することも検討課題である。
- ・ 検討にあたっては、ライフスタイルの多様化、公的年金制度の支給開始年齢引上げ及び国債の利回り低下等の社会情勢にも考慮が必要である。

(以降2枚目へ続く)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題6 (2枚目)

<p><見直しの論点></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ポイントテーブルの見直し
<p>例 賃金と同様に新旧定年退職時の給付水準が等しくなるように見直す</p>
<p>勤続ポイントは、老後所得確保のための積立と位置付けるのであれば、旧定年までは現行のポイントテーブルを維持する。60歳以降は、賃金の決定方法に応じて、加算する勤続ポイントを削減もしくは加算しない等の方法がある。一方で等級ポイントは、定年延長を踏まえた賃金体系の見直し及び総人件費の維持を念頭において見直すことが考えられる。</p>
<p>見直しにより退職時の給付水準が現行の給付水準を下回る者が発生する場合は、現行の給付水準を保証する経過措置等を検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己都合退職時の減額率の見直し
<p>例 自己都合退職時の減額率の設定は長期勤続に対するインセンティブが働く。ただし、旧定年退職時に不利益とならないよう旧定年以降の退職を会社都合退職とする取扱いを検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金型確定給付企業年金制度の給付設計の見直し
<p>例 資格喪失年齢の見直し</p>
<p>定年延長に合わせて資格喪失年齢を65歳とする。この場合は、老齢給付金の支給開始年齢を65歳とし、60歳以降65歳未満で退職したときは公的年金制度の支給開始年齢まで収入を確保するため、老齢給付金を即時支給できる選択肢を設ける。支給開始年齢のみを引き上げた場合は給付減額に該当するため留意が必要。</p>
<p>例 保証期間の見直し</p>
<p>老齢給付金は20年保証終身年金である。上記見直しを行い65歳から支給を受ける場合は現行よりも老齢給付金の支給期間が短くなるため、旧定年以降の就労を阻害する要因となる懸念がある。このため保証期間を80歳までとし、保証期間が短期になるほど老齢給付金の年金額が増加するように設定することで、基金型確定給付企業年金制度が旧定年以降の就労を阻害しないようにする必要がある。年金財政の安定化のため、終身部分の年金額の減額や終身部分を廃止することも選択肢である。</p>

(以降3枚目へ続く)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題6 (3枚目)

<p>例 ライフプランに応じた選択肢の多様化</p>
<p>老齢給付金の支給期間を5年、10年、15年等柔軟に選択できるようにする。</p>
<p>老齢給付金の一時選択割合を25%単位で取得できるようにする。</p>
<p>老齢給付金の支給繰下げ規定を設ける。</p>
<p>例 給付利率（待期中（繰下）中・受給中）の実勢利率への見直し</p>
<p>現在の金利水準に比べると年3.0%は高いため、実勢金利に連動する擬似CB制度を導入し、</p>
<p>低金利下でも安定的な運営が行えるようにする。</p>
<p>・ 企業年金制度への未移行部分の活用</p>
<p>例 基金型確定給付企業年金制度への移行割合を100%に引き上げる</p>
<p>従業員の視点では支給方法の多様化、会社の視点では費用負担の平準化及び税制優遇の</p>
<p>メリットがある。特に、定年延長に伴う基金型確定給付企業年金制度の給付設計の見直し</p>
<p>と併せて移行割合を引き上げ、給付現価及び最低積立基準額が見直し前と比較し減少しない</p>
<p>場合は給付減額に該当しない。</p>
<p>例 企業型確定拠出年金制度の導入</p>
<p>60歳以降の給与低下を補うためのつなぎ年金として企業型確定拠出年金制度を導入する。</p>
<p>マッチング拠出を可能とすることで、自助努力による老後所得の上乗せが可能となる。</p>
<p>退職一時金制度から移行する場合は、一定年数で分割して会社から資金移管が必要となる</p>
<p>一方で、基金型確定給付企業年金制度から移行する場合は、年金資産から一括で移管する</p>
<p>ため会社からの資金移管は不要となる。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>